

事務所移転の お知らせ

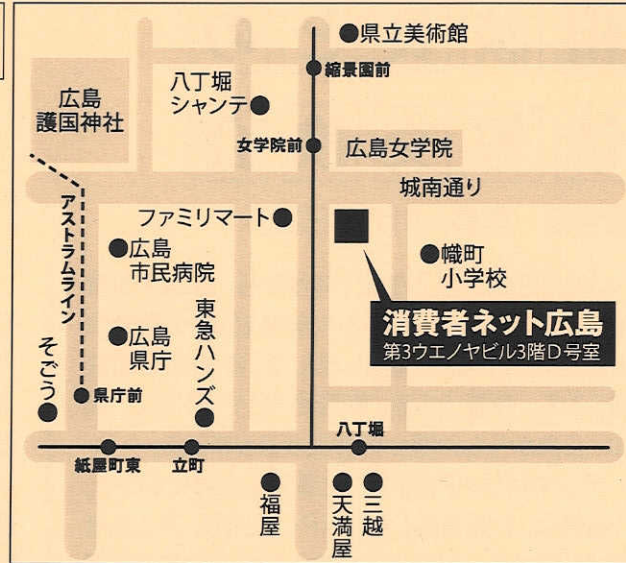
事務所を移転し、2011年1月31日(月)より
新事務所で業務を開始します。

住所・電話番号・FAX番号が変更になります。

新住所 広島市中区鉄砲町1番20号
第3ウエノヤビル 3階 D号室

新電話番号 082-962-6181

新FAX番号 082-962-6182



消費者ネット広島は、平成20年1月に適格消費者団体の認定を得ておりますが、今年、3年ごとの認定更新の年にあたり、現在更新手続きを申請中です。

広島県の事業として高齢消費者等見守りサポーター養成研修を実施します。

平成22年度～平成24年度の間で広島県内の22の市・町で、地域において高齢者等と日常的に接する機会の多い介護関係者や民生委員等を対象として、悪徳商法等に関する情報提供、消費者被害の発見・通報や相談窓口への誘導方法等について研修を実施します。
平成22年度は下記の日程が決まっております。

是非ともご参加下さい。詳細につきましては、各市・町のホームページをご覧ください。

大竹市 1月28日(金) 13:30～15:30 大竹市立図書館

呉市 3月9日(水) 13:30～16:00 呉市椿会館

東広島市 3月18日(金) 13:30～16:00 東広島中央公民館



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネット広島

〒730-0012 広島市中区上八丁堀7-1
TEL 082(222)9141
FAX 082(222)9142

情報提供・相談受付

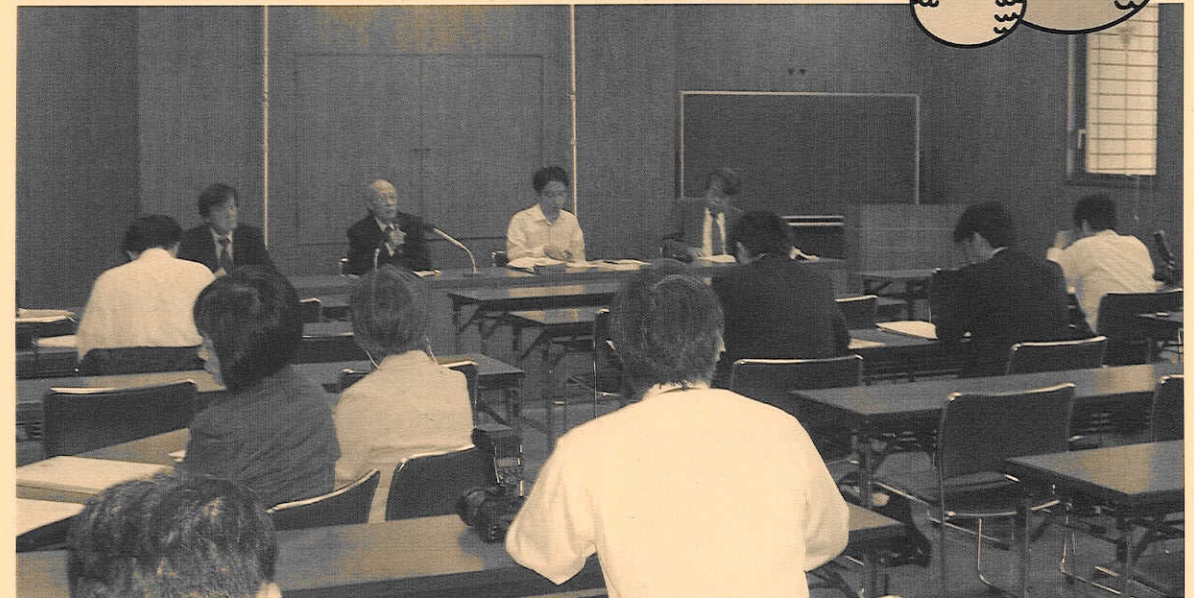
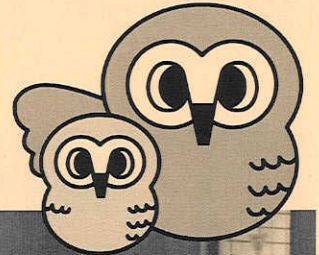
月～金曜日の14時から17時まで **TEL.082-222-9141**

ホームページもご覧ください <http://www.shohinet-h.or.jp/>



ふくろうニュース

消費者ネット広島としての 初めての差止請求訴訟



株式会社石谷衣裳店に対して、差止請求訴訟を提起

消費者ネット広島は、2010年10月5日、貸衣装事業者の株式会社石谷衣裳店に対して、この事業者が使用する契約条項の差止請求訴訟を広島地方裁判所呉支部に提起しました。

また、午前11時から本訴訟に関する記者会見を開きました。

差止請求した内容

消費者ネット広島は石谷衣裳店に対して、貸衣装のレンタル契約を締結するにあたり、キャンセル料について下記の条項を内容とする意思表示を行なわないことを求めました。

- ①予約日から利用日の4日前迄の期間……………30%
- ②前写し終了後……………100%

消費者ネット広島は、石谷衣裳店に2008年(平成20年)10月7日付の質問書の送付をはじめとして、繰り返し上記の不当条項を改めるよう申し入れ等を行なってきました。

これに対して事業者側は、契約内容の正当性を主張するのみで、改善の方向性は全く示されませんでした。

そのためやむなく、差止請求訴訟を提起することとしました。

消費生活相談員 養成講座を実施



広島会場



福山会場

消費者ネット広島は、「地方消費者行政活性化基金」を活用して、広島県から「消費生活相談員養成講座」を受託し、7月に講座を実施した。

地方自治体の消費生活相談員として、住民からの相談に対して適切に解決するために必要な知識及び実務能力を得ること、消費生活相談員になるために取得が推奨される消費生活専門相談員資格認定試験に合格することを目的に講座のカリキュラムを設定した。

受講料は無料、教材費として、「くらしの豆知識」「認定試験過去問題集」の実費1,950円をいただいた。

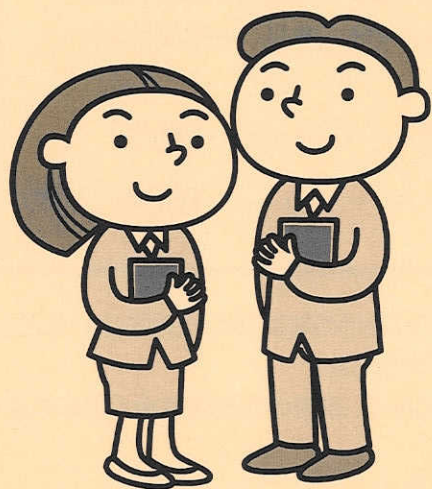
広島会場(毎週火・水の8回)と福山会場(毎週土・日の8回)の2会場を設定して、各会場50名の定員を募集したところ、地元紙・タウン誌等で紹介されたことで、広島会場で定員を大幅に上回る120名余りの応募があり、関心の高さに驚かされた。

急遽会場変更の対応をしたが、応募者全員に受講していただくのは難しく、50名余りの方についてはやむを得ずお断りすることとなってしまった。最終的には、広島会場68名、福山会場38名でスタートした。

受講料が無料であるから徐々に人数が減少してくるのではと心配していたが、大雨や病気等で休まれた方以外、ほぼ全員の方が最後まで受講し、消費生活専門相談員の資格試験には、広島で42名、福山で20名がチャレンジすることを表明している。

昨年度に「活性化基金」の活用で受託した、「消費生活相談員等レベルアップ研修」を今年も受託し、8月から、6テーマ14回の研修をスタートした。

広島県では、本年度より全ての市・町に相談窓口が設置され、相談員の数も増えている。当ネットも、消費者行政の充実強化と県民の期待に対しその一翼を担っている。



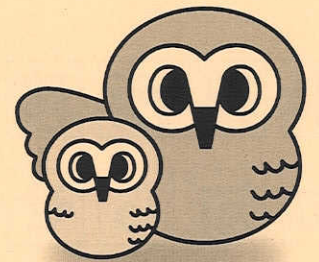
相談員との 情報交換会

報告者 理事 川手 三枝子

10月30日(土)午後1時半から、広島市消費生活センターの研修室で、今年度2回目の相談員との情報交換会を開催しました。参加者は相談員13名、弁護士5名、事務局1名で、今回は、福山・三次からも弁護士の参加がありました。

テーマはリース契約で、2事例を検討しました。1事例は、介護事業を営むNPO法人が、ある業者にインターネット関連の契約を勧められて2件契約しているが、実はそのNPO法人は、それぞれのリース料金を支払う認識がなく、契約することに前のリース料も含まれていると錯覚していました。相談者側のうっかりもあるのですが、サプライヤーの説明に大いに問題がある事例でした。高額なサーバーラックとセキュリティソフトの契約で、NPO法人の事業規模からして不必要な契約でしたが、インターネットに疎く、まさか必要なものを契約させられることはないと思込んでいました。

2事例目は、家族で餅菓子を製造販売している小規模事業者が、売り上げ増大をはかるためにHP作成を勧められ、契約していました。その他にも債務があり、債務整理も視野に入れて相談に当たりましたが、店をたたむと食べていけないし、日々の業務に追われリースのトラブルを解決する余裕もない状況でした。契約書面の裏面「契約上の地位の譲渡」や「契約の成立」等条項がリース会社(ファイナンス)に一方向的に有利となっているのが分かりました。



相談員を悩ますのが、事業を営んでいる方からの相談であるため、あつせんすべきか否かということです。山本弁護士から、「特定商取引法の理論と実務」(圓山 茂夫著)を資料に解説をいただき、特定商取引法が適用されると考えられるケースを学習しました。「学校、幼稚園、寺院、教会、町内会、社会福祉事業、弁護士・医師・芸術家など非営利の団体・個人に対する販売には、特定商取引法が適用され」と考え、属性やリース対象物の問題性(コスト・機能)を検討し、勧誘行為に違法性があり、相談員がおかしいと感じる相談はあつせんをする、その際はク・オフの主張を検討することをおさえ、それぞれの事例を検討しました。

リース契約は割販法の適用を受けず、そのため抗弁権の接続がなく、貸金業の規制も受けず、事業主であるために救済が受けられないのは理不尽です。消費者センターで受け付ける相談は、社会事情の変化によって変わってきます。事業者のリース契約であっても、ケースによっては積極的にあつせんを行うよう助言を得ました。しかし、現実には厳しく、消費者センターだけで解決することを目指さず、法律の専門家と連携をとることが大切だと感じました。

